

新 旧 対 照 表

第 1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係 （法人の自己の株式等の取得から除かれる措置法令第25条の8第9項第3号の「購入」） 37の10・37の11共－23 ・ ・ ・ ・ ・、金融商品取引法第30条《認可》の規定により金融商品取引業者が内閣総理大臣の認可を受けた私設取引システム<u>（同条第1項ただし書に該当する場合における私設取引システムを含む。）</u>における有価証券の売買の媒介、・ ・ ・ ・ ・。 措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 （一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等－法人の分割の場合） 37の10－2 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・ (注) ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・ (注) ・ ・ ・ ・ ・。 $\text{純資産移転割合} = \frac{\text{分割法人から分割承継法人に移転をした資産の帳簿価額の合計額（※1、2）(a)}}{\text{分割法人の資産の帳簿価額（※3）(c)}} - \frac{\text{分割法人から分割承継法人に移転をした負債の帳簿価額の合計額（※1）(b)}}{\text{分割法人の負債（新株予約権及び株式引受権に係る義務を含む。）の帳簿価額（※3）(d)}}$	措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係 （法人の自己の株式等の取得から除かれる措置法令第25条の8第9項第3号の「購入」） 37の10・37の11共－23 ・ ・ ・ ・ ・、金融商品取引法第30条《認可》の規定により金融商品取引業者が内閣総理大臣の認可を受けた私設取引システムにおける有価証券の売買の媒介、・ ・ ・ ・ ・。 措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 （一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等－法人の分割の場合） 37の10－2 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・ (注) ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・ (注) ・ ・ ・ ・ ・。 $\text{純資産移転割合} = \frac{\text{分割法人から分割承継法人に移転した資産の帳簿価額（※1）(a)}}{\text{分割法人の資産の帳簿価額（※2）(c)}} - \frac{\text{分割法人から分割承継法人に移転した負債の帳簿価額（※1）(b)}}{\text{分割法人の負債（新株予約権及び株式引受権に係る義務を含む。）の帳簿価額（※2）(d)}}$

改 正 後	改 正 前
※1。 ※2 <u>所得税法令第61条第6項第9号に規定する調整対象通算法人(以下この項及び次項において「調整対象通算法人」という。)の株式については、当該株式の同条第6項第11号に規定する修正帳簿価額(以下この項及び次項において「修正帳簿価額」という。)を分割法人が分割型分割の直前に有していた当該調整対象通算法人の株式の数で除し、これに当該分割型分割により当該分割法人から分割承継法人に移転をした当該調整対象通算法人の株式の数を乗じて計算した金額となる。</u> ※3。また、当該分割型分割の直前の時において調整対象通算法人の株式を有する場合には、当該株式の所得税法令第61条第6項第10号に規定する修正前帳簿価額(以下この項及び次項において「修正前帳簿価額」という。)が修正帳簿価額に満たないときにおけるその満たない部分の金額を加算し、又は当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額を超えるときにおけるその超える部分の金額を減算した金額となる。 。 (2)。 イ ロ (注)。 。 (3)。 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一株式分配の場合) 37の10－2の2。 (1)。 	※1。 ※2。 。 (2)。 イ ロ (注)。 。 (3)。 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一株式分配の場合) 37の10－2の2。 (1)。

改正後	改正前
(注)。 (注)。 ※1。なお、調整対象通算法人の株式については、当該株式の修正帳簿価額となる。また、算式の分子の金額が零以下である場合には零とし、.....。 ※2。また、当該株式分配の直前の時において調整対象通算法人の株式を有する場合には、当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額に満たないときにおけるその満たない部分の金額を加算し、又は当該株式の修正前帳簿価額が修正帳簿価額を超えるときにおけるその超える部分の金額を減算した金額となる。 。 (2)。 (3)。 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一資本の払戻し等の場合) 37の10－3。 (注)。 (1) イ ※1。 ※2。 ロ、次により計算した割合（直前種類資本金額（資本の払戻しを行った法人の当該資本の払戻しの直前のその種類の株式に係る法人税	(注)。 (注)。 ※1。なお、算式の分子の金額が零以下である場合には零とし、.....。 ※2。 。 (2)。 (3)。 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一資本の払戻し等の場合) 37の10－3。 (注)。 (1) イ ※1。 ※2。 ロ、次により計算した割合（直前種類資本金額（資本の払戻しを行った法人の当該資本の払戻しの直前のその種類の株式に係る法人税

改 正 後	改 正 前
法施行令第8条第3項《資本金等の額》に規定する種類資本金額をいう。以下この項において同じ。）又は資本の払戻しを行った法人の当該資本の払戻しの直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、直前種類資本金額及び当該直前の資本金等の額が零を超え、かつ、次に掲げる算式の分母の金額が零以下である場合には1とし、当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ） ・ ・ ・ ・ ・ ※1 ・ ・ ・ ・ ・。 (イ) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ その法人の資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額にその法人の資本の払戻しの直前の当該資本の払戻しに係る各種類の株式に係る法人税法施行令第8条第3項に規定する種類資本金額(当該種類資本金額が零以下である場合には、零)の合計額のうちに直前種類資本金額の占める割合(当該合計額が零である場合には、1)を乗じて計算した金額 ※2 ・ ・ ・ ・ ・。 ※3 ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ※1 ・ ・ ・ ・ ・。 ※2 ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 措置法第37条の13《特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等》関係 (払込みにより取得した者から贈与等により取得した場合) 37の13－1 ・ ・ ・ ・ ・、措置法第37条の13第1項に規定する特定株式（以下37の13－3まで及び37の13－10において「特定株式」という。）を払込みにより取得した者に限り	法施行令第8条第2項《資本金等の額》に規定する種類資本金額をいう。以下この項において同じ。）又は資本の払戻しを行った法人の当該資本の払戻しの直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、直前種類資本金額及び当該直前の資本金等の額が零を超え、かつ、次に掲げる算式の分母の金額が零以下である場合には1とし、当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ） ・ ・ ・ ・ ・ ※1 ・ ・ ・ ・ ・。 (イ) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ その法人の資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額にその法人の資本の払戻しの直前の当該資本の払戻しに係る各種類の株式に係る法人税法施行令第8条第2項に規定する種類資本金額(当該種類資本金額が零以下である場合には、零)の合計額のうちに直前種類資本金額の占める割合(当該合計額が零である場合には、1)を乗じて計算した金額 ※2 ・ ・ ・ ・ ・。 ※3 ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ※1 ・ ・ ・ ・ ・。 ※2 ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 措置法第37条の13《特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等》関係 (払込みにより取得した者から贈与等により取得した場合) 37の13－1 ・ ・ ・ ・ ・、措置法第37条の13第1項に規定する特定株式（以下37の13－3までにおいて「特定株式」という。）を払込みにより取得した者に限り適用があるた

改 正 後	改 正 前
適用があるため、・・・・・・。 ・・・・・・。	め、・・・・・・。 ・・・・・・。
(控除対象特定株式数の計算) 37の13－2 ・・・・・・、特定株式の払込みによる取得の日以前に行われたその年中の同号に規定する同一銘柄株式（次項及び37の13－8から37の13－10までにおいて「同一銘柄株式」という。）の譲渡又は贈与も含まれるのであるから留意する。	(控除対象特定株式数の計算) 37の13－2 ・・・・・・、特定株式の払込みによる取得の日以前に行われたその年中の同号に規定する同一銘柄株式（以下37の13－6までにおいて「同一銘柄株式」という。）の譲渡又は贈与も含まれるのであるから留意する。
(廃 止)	37の13－4 削除
(廃 止)	(適用年の翌年以後の取得価額の計算－控除対象特定株式の場合) 37の13－5 措置法第37条の13第1項に規定する控除対象特定株式（措置法令第25条の12第8項に規定する特例控除対象特定株式（以下この項及び次項において「特例控除対象特定株式」という。）を除く。以下この項及び次項において「控除対象特定株式」という。）の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた場合における、その適用を受けた年（以下この項及び次項において「適用年」という。）の翌年以後の各年分における同条第1項の規定の適用を受けた控除対象特定株式（以下この項において「適用控除対象特定株式」という。）に係る同一銘柄株式1株当たりの取得価額は、措置法令第25条の12第7項の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額による。 (1) 適用年において当該適用控除対象特定株式以外の適用控除対象特定株式（(2)において「他の適用控除対象特定株式」という。）がない場合 適用年の翌年以後 の各年分における 当該同一銘柄株式 1株当たりの取得 価額 ＝ 当該同一銘柄株式 1株当たりの当該 適用年の12月31日 における取得価額 ＝ 措置法第37条の13第1項の規定 の適用を受けた金額として一定 の金額（適用控除対象額）（※） 当該適用年の12月31日において 有する当該同一銘柄株式の数

改正後	改正前
(廃 止)	(2) <u>適用年において他の適用控除対象特定株式がある場合</u> $\frac{\text{適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額}}{\text{当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額}} = \frac{\text{当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額}}{\text{当該適用年の12月31日における取得価額}} \times \frac{A}{A+B}$ <u>A 当該適用控除対象特定株式の取得に要した金額</u> <u>B 当該他の適用控除対象特定株式の取得に要した金額</u> ※ 「適用控除対象額」とは、措置法規則第18条の15第9項の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額をいう。 ① <u>その年中に取得をした控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた場合（次の②に掲げる場合に該当する場合を除く。） 当該適用年に同項の規定の適用を受けた金額</u> ② <u>その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた場合 次の算式により計算した金額</u> $\frac{\text{適用控除対象額}}{\text{}} = \frac{\text{当該適用年に措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた金額}}{\text{}} \times \left[\frac{C}{C+D} \right]$ <u>C 措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた当該控除対象特定株式の取得に要した金額</u> <u>D 措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額</u> (注) <u>措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けることができる者が年の中途において死亡し、その相続人又は受遺者により被相続人に係る同項の規定の適用を受ける旨の所得税法第125条《年の中途で死亡した場合の確定申告》に規定する申告書が提出された場合には、当該被相続人の死亡のときにおいて上記算式に準じて計算した取得価額が当該同一銘柄株式を相続又は遺贈により取得した者の取得価額となることに留意する。</u> <u>(適用年の翌年以後の取得価額の計算－特例控除対象特定株式の場合)</u> 37の13－6 <u>特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の</u>

改正後	改正前
	13第1項の規定の適用を受けた場合における、適用年の翌年以後の各年分における同項の規定の適用を受けた特例控除対象特定株式（以下この項において「特例適用控除対象特定株式」という。）に係る同一銘柄株式1株当たりの取得価額は、措置法令第25条の12第8項の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額による。 (1) 措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた金額として一定の金額（特例適用控除対象額）（※）が20億円を超えた場合 イ 適用年において当該特例適用控除対象特定株式以外の特例適用控除対象特定株式（ロにおいて「他の特例適用控除対象特定株式」という。）がない場合 適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額 = 当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額 = 特例適用控除対象額 (※) 20億円 $\frac{\text{当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数}}{\text{（※）}}$ ロ 適用年において他の特例適用控除対象特定株式がある場合 適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額 = 当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額 = $\frac{\text{（特例適用控除対象額（※）－20億円）} \times \frac{A}{A+B}}{\text{当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数}}$ A 当該特例適用控除対象特定株式の取得に要した金額 B 当該他の特例適用控除対象特定株式の取得に要した金額 (2) 特例適用控除対象額（※）が20億円以下であった場合 当該特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式1株当たりの適用年の12月31日における取得価額 ※ 「特例適用控除対象額」とは、措置法規則第18条の15第11項の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額をいう。 ① その年中に取得をした特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた場合（次の②に掲げる場合に該当する場合を除く。） 当該適用年に同項の規定の適用を受けた金額 ② その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要

改 正 後	改 正 前
<u>(還付の請求をすることができる金額の限度となる前年分の所得税の額)</u> 37の13－4 措置法第37条の13第3項各号及び第6項各号に掲げる所得税の額は、各種の税額控除前の所得税の額をいうのであるが、同条第4項（同条第7項又は第9項第2号において準用する場合を含む。）に規定する還付の請求をすることができる金額の限度となる前年分の所得税の額（附帯税の額を除く。）は、措置法令第25条の8第15項（同令第25条の9第13項において準用する場合を含む。）の規定による読替え後の所得税法第120条第1項第3号に掲げる各種の税額控除後の一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税の額をいうことに留意する。 (注) 当該前年分の所得税の額については、各種の税額控除につき次に掲げる所得税額から順次控除するものとして計算する。 (1) 課税総所得金額に係る所得税額 (2) 上場株式等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額、土地等に係る課税事業所得等の金額に係る所得税額、課税長期譲渡所得金額に係る所得税額、課税短期譲渡所得金額に係る所得税額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額 (3) 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税額又は上場株式等に係る	した金額の合計額につき措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた場合 次の算式により計算した金額 $\text{特例適用控除対象額} = \frac{\text{当該適用年に措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた金額}}{\left[\frac{D}{C+D} \right]}$ C 措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた当該控除対象特定株式の取得に要した金額 D 措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額 (注) 措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けることができる者が年の中途において死亡し、その相続人又は受遺者により被相続人に係る同項の規定の適用を受ける旨の所得税法第125条に規定する申告書が提出された場合には、当該被相続人の死亡のときにおいて上記算式に準じて計算した取得価額が当該同一銘柄株式を相続又は遺贈により取得した者の取得価額となることに留意する (新 設)

改 正 後	改 正 前																									
(端数計算) 37の13－7 措置法第37条の13第3項各号又は第6項各号に掲げる所得税の額を計算するに当たっては、通則法第118条第1項《国税の課税標準の端数計算等》及び第119条第1項《国税の確定金額の端数計算等》の規定を準用する。	(新 設)																									
(適用年の翌年以後の取得価額の計算－控除対象特定株式の場合) 37の13－8 措置法第37条の13第1項に規定する控除対象特定株式(措置法令第25条の12第11項に規定する特例控除対象特定株式(以下この項及び次項において「特例控除対象特定株式」という。))を除く。以下この項及び次項において「控除対象特定株式」という。)の取得に要した金額の合計額につき、措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた場合又は同条第11項の規定による所得税の還付を受けた場合における、その適用を受けた年又はその還付の請求の基礎となった同条第3項に規定する特定株式控除未済額(以下この項及び次項において「特定株式控除未済額」という。)が生じた年(以下この項及び次項において「適用年」という。)の翌年以後の各年分における同条第1項の規定の適用を受けた控除対象特定株式又は当該適用年において生じた当該特定株式控除未済額に係る控除対象特定株式(以下この項において「適用控除対象特定株式」という。)に係る同一銘柄株式1株当たりの取得価額は、措置法令第25条の12第10項の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額による。 (1) 適用年において当該適用控除対象特定株式と銘柄が異なる適用控除対象特定株式(2)において「他の適用控除対象特定株式」という。)がない場合 <table><tr><td>適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額</td><td>=</td><td>当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額</td><td>=</td><td><table><tr><td>適用控除対象額</td><td>±</td><td>適用特定株式控除未済額</td></tr><tr><td>(※1)</td><td></td><td>(※2)</td></tr><tr><td colspan="3">当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数</td></tr></table></td></tr></table> (2) 適用年において他の適用控除対象特定株式がある場合 <table><tr><td>適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額</td><td>=</td><td>当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額</td><td>=</td><td><table><tr><td>A</td><td>±</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="3">当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数</td></tr></table></td></tr></table>	適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額	=	当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額	=	<table><tr><td>適用控除対象額</td><td>±</td><td>適用特定株式控除未済額</td></tr><tr><td>(※1)</td><td></td><td>(※2)</td></tr><tr><td colspan="3">当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数</td></tr></table>	適用控除対象額	±	適用特定株式控除未済額	(※1)		(※2)	当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数			適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額	=	当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額	=	<table><tr><td>A</td><td>±</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="3">当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数</td></tr></table>	A	±	B	当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数			(新 設)
適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額	=	当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額	=	<table><tr><td>適用控除対象額</td><td>±</td><td>適用特定株式控除未済額</td></tr><tr><td>(※1)</td><td></td><td>(※2)</td></tr><tr><td colspan="3">当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数</td></tr></table>	適用控除対象額	±	適用特定株式控除未済額	(※1)		(※2)	当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数															
適用控除対象額	±	適用特定株式控除未済額																								
(※1)		(※2)																								
当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数																										
適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額	=	当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額	=	<table><tr><td>A</td><td>±</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="3">当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数</td></tr></table>	A	±	B	当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数																		
A	±	B																								
当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数																										

改 正 後		改 正 前	
$A = \frac{\text{適用控除対象額 (※1)}}{\left(\frac{\text{当該適用控除対象特定株式の取得に要した金額}}{\text{当該適用控除対象特定株式の取得に要した金額} + \text{当該他の適用控除対象特定株式の取得に要した金額}} \right)}$			
$B = \frac{\text{適用特定株式控除未済額 (※2)}}{\left(\frac{\text{当該適用控除対象特定株式の取得に要した金額 (※3)}}{\text{当該適用控除対象特定株式の取得に要した金額 (※3)} + \text{当該他の適用控除対象特定株式の取得に要した金額 (※3)}} \right)}$			
※1 「適用控除対象額」とは、措置法規則第18条の15第14項の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額をいう。			
① その年中に取得をした控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた場合（次の②に掲げる場合に該当する場合を除く。） 当該適用年に同項の規定の適用を受けた金額			
② その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた場合 次の算式により計算した金額			
$\text{適用控除対象額} = \frac{\text{当該適用年に措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた金額}}{\left(\frac{C}{C + D} \right)}$			
C 措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた当該控除対象特定株式の取得に要した金額			
D 措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額			
※2 「適用特定株式控除未済額」とは、措置法規則第18条の15第15項の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額をいう。			
① その年中に取得をした控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13第11項の規定による所得税の還付を受けた場合（次の②に掲げる場合に該当する場合を除く。） 当該還付の請求の基礎となった特定株式控除未済額			
② その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13第11項の規定による所得税の還付			

改 正 後	改 正 前
を受けた場合 次の算式により計算した金額 $\frac{\text{適用特定株式控除未済額}}{\text{当該還付の請求の基礎となった特定株式控除未済額}} \times \left[\frac{E}{E + F} \right]$ E 当該特定株式控除未済額に係る当該控除対象特定株式（措置法第37条の13第1項第1号又は第2号に定める特定株式に係るものに限る。）の取得に要した金額 F 当該特定株式控除未済額に係る当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額 ※3 措置法第37条の13第1項第1号又は第2号に定める特定株式に係るものに限る。 <u>(注) 措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けることができる者が年の中途において死亡し、その相続人等（同条第9項に規定する相続人等をいう。次項において同じ。）により被相続人に係る同条第1項の規定の適用を受ける旨の所得税法第125条に規定する申告書が提出された場合又は当該相続人等が、被相続人がその年中に取得をした控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13第11項の規定による所得税の還付を受けた場合には、当該被相続人の死亡のときにおいて上記算式に準じて計算した取得価額が当該同一銘柄株式を相続又は遺贈により取得した者の取得価額となることに留意する。</u> <u>（適用年の翌年以後の取得価額の計算－特例控除対象特定株式の場合）</u> 37の13－9 特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき、措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた場合又は同条第11項の規定による所得税の還付を受けた場合における、適用年の翌年以後の各年分における同条第1項の規定の適用を受けた特例控除対象特定株式又は当該適用年において生じたその還付の請求の基礎となった特定株式控除未済額に係る特例控除対象特定株式（以下この項及び次項において「特例適用控除対象特定株式」という。）に係る同一銘柄株式1株当たりの取得価額は、措置法令第25条の12第11項の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額による。 (1) 特例適用控除対象額(※1)及び適用特定株式控除未済額(※2)の合計額が20億円を超えた場合 イ 適用年において当該特例適用控除対象特定株式と銘柄の異なる特例適用控除対象特定株式（ロにおいて「他の特例適用控除対象特定株式」という。）がない場合	(新 設)

改 正 後			改 正 前		
適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額					
＝ 当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額					
＝ $\frac{A}{20\text{億円}}$					
＝ $\frac{\text{当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数}}{\text{取得価額}}$					
ロ 適用年において他の特例適用控除対象特定株式がある場合					
適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額					
＝ 当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額					
＝ $\frac{(A - 20\text{億円}) \times B}{B + C}$					
＝ $\frac{\text{当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数}}{\text{取得価額}}$					
A 特例適用控除対象額(※1)及び適用特定株式控除未済額(※2)の合計額					
B 当該特例適用控除対象特定株式の取得に要した金額					
C 当該他の特例適用控除対象特定株式の取得に要した金額					
(2) 特例適用控除対象額(※1)及び適用特定株式控除未済額(※2)の合計額が20億円以下であった場合					
当該特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式1株当たりの適用年の12月31日における取得価額					
※1 「特例適用控除対象額」とは、措置法規則第18条の15第17項の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額をいう。					
① その年中に取得をした特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた場合(次の②に掲げる場合に該当する場合を除く。) 当該適用年に同項の規定の適用を受けた金額					
② その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた場合 次の算式により計算した金額					
特例適用控除対象額					
＝ $\frac{\text{当該適用年に措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた金額}}{\text{取得に要した金額}}$					
D 措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた当該控除対象特定株式の取得に要した金額					
E 措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額					

改 正 後	改 正 前
※2 「適用特定株式控除未済額」とは、措置法規則第18条の15第18項の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額をいう。 ① その年中に取得をした特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13第11項の規定による所得税の還付を受けた場合(次の②に掲げる場合に該当する場合を除く。) 当該還付の請求の基礎となった特定株式控除未済額 ② その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13第11項の規定による所得税の還付を受けた場合 次の算式により計算した金額 $\text{適用特定株式控除未済額} = \frac{\text{当該還付の請求の基礎となった特定株式控除未済額}}{\text{F} + \text{G}} \times \left[\frac{\text{G}}{\text{F} + \text{G}} \right]$ F 当該特定株式控除未済額に係る当該控除対象特定株式(措置法第37条の13第1項第1号又は第2号に定める特定株式に係るものに限る。)の取得に要した金額 G 当該特定株式控除未済額に係る当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額 (注) 措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けることができる者が年の中途において死亡し、その相続人等により被相続人に係る同項の規定の適用を受ける旨の所得税法第125条に規定する申告書が提出された場合又は当該相続人等が、被相続人がその年中に取得をした特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13第11項の規定による所得税の還付を受けた場合には、当該被相続人の死亡のときにおいて上記算式に準じて計算した取得価額が当該同一銘柄株式を相続又は遺贈により取得した者の取得価額となることに留意する。 (特例適用控除対象特定株式の譲渡の判定) 37の13-10 措置法令第25条の12第12項の規定の適用対象となる特例適用控除対象特定株式の同項に規定する譲渡をした場合に該当するかどうかの判定に当たっては、次の点に留意する。 (1) 当該譲渡の直前において、特例適用控除対象特定株式及び当該特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式のうち、払込みにより取得をした特定株式(特例適用控除対象特定株式に該当するものを除く。)、払込み以外の方法により取得をした特定株	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>式又は特定株式に該当しないものを有する場合には、措置法令第25条の12第13項及び第25条の12の3第12項の規定により、まず、当該譲渡の直前における当該同一銘柄株式に係る同条第15項に規定する特定残株数に達するまでの部分に相当する数につき、当該特例適用控除対象特定株式、当該払込みにより取得をした特定株式の順序で譲渡をしたものとされること。</u> <u>(2) 当該譲渡の直前において、同一銘柄の特例適用控除対象特定株式のうちに2以上の年にわたって取得をしたものを有する場合には、措置法令第25条の12第13項の規定により、先に取得をしたものから順次譲渡をしたものとされること。</u> <u>(註) 1 措置法令第25条の12第12項に規定する適用年の翌年1月1日から同項に規定する譲渡をするまでの間において、特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の贈与をした場合における上記判定に当たっては、当該贈与をした株式は、上記(1)に準じた順序で贈与をしたものとするとともに、当該贈与の直前において、同一銘柄の特例適用控除対象特定株式のうちに2以上の年にわたって取得をしたものを有する場合には、後に取得をしたものから順次贈与をしたものとして取り扱う。</u> <u>2 上記判定に基づき措置法令第25条の12第12項に規定する譲渡をしたものとされる特例適用控除対象特定株式の数が、同項第2号イ及びロにおける「当該譲渡をした当該特例適用控除対象特定株式の数」となることに留意する。</u>	
措置法第37条の13の2《特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等》関係 (適用年の翌年以後の取得価額の計算) 37の13の2－1 措置法第37条の13の2第1項に規定する控除対象設立特定株式(以下この項において「控除対象設立特定株式」という。)の取得に要した金額の合計額につき、同条第1項の規定の適用を受けた場合又は同条第4項において準用する同法第37条の13第11項の規定による所得税の還付を受けた場合における、その適用を受けた年又はその還付の請求の基礎となった同法第37条の13の2第4項に規定する設立特定株式控除未済額(以下この項において「適用設立特定株式控除未済額」という。)が生じた年(以下この項において「適用年」という。)の翌年以後の各年分における同条第1項の規定の適用を受けた控除対象設立特定株式又は当該適用年において生じた適用設立特定株式控除未済額に係る控除対象設立特定株式(以下この項において「適用	措置法第37条の13の2《特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等》関係 (適用年の翌年以後の取得価額の計算) 37の13の2－1 措置法第37条の13の2第1項に規定する控除対象設立特定株式(以下この項において「控除対象設立特定株式」という。)の取得に要した金額の合計額につき同条第1項の規定の適用を受けた場合における、その適用を受けた年(以下この項において「適用年」という。)の翌年以後の各年分における同条第1項の規定の適用を受けた控除対象設立特定株式(以下この項において「適用控除対象設立特定株式」という。)に係る同一銘柄株式(措置法令第25条の12の2第4項第2号に規定する同一銘柄株式をいう。以下この項において同じ。)1株当たりの取得価額は、同条第7項の規定により、・・・・。

改 正 後	改 正 前
控除対象設立特定株式」という。)に係る同一銘柄株式(措置法令第25条の12の2第3項第2号に規定する同一銘柄株式をいう。以下この項において同じ。)1株当たりの取得価額は、同条第8項の規定により、・・・・・・。 (1) 措置法第37条の13の2第1項の規定の適用を受けた金額(以下この項において「適用額」という。)及び適用設立特定株式控除未済額の合計額が20億円を超えた場合 イ 適用年において当該適用控除対象設立特定株式と銘柄の異なる適用控除対象設立特定株式(ロにおいて「他の適用控除対象設立特定株式」という。)がない場合 $\begin{array}{lcl} \text{適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額} & = & \text{当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額} - \left[\frac{\text{A} - 20\text{億円}}{\text{当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数}} \right] \end{array}$ ロ・・・・・・ $\begin{array}{lcl} \text{適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額} & = & \text{当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額} - \left[\frac{(\text{A} - 20\text{億円}) \times \frac{\text{B}}{\text{B} + \text{C}}}{\text{当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数}} \right] \end{array}$ A 適用額及び適用設立特定株式控除未済額の合計額 B・・・・・・ C・・・・・・ (2) 適用額及び適用設立特定株式控除未済額の合計額が20億円以下であった場合 ・・・・・・ (注)・・・・・・、その相続人等(同法第37条の13第9項に規定する相続人等をいう。)により被相続人に係る同項の規定の適用を受ける旨の所得税法第125条に規定する申告書が提出された場合又は当該相続人等が、被相続人がその年中に取得をした控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13の2第4項において準用する同法第37条の13第11項の規定による所得税の還付を受けた場合には、・・・・・・。 (特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等に関する取扱いの準用) 37の13の2-2・・・・・・、37の13-1、37の13-3から37の13-7まで及び37の13	(1) 措置法第37条の13の2第1項の規定の適用を受けた金額(以下この項において「適用額」という。)が20億円を超えた場合 イ 適用年において当該適用控除対象設立特定株式以外の適用控除対象設立特定株式(ロにおいて「他の適用控除対象設立特定株式」という。)がない場合 $\begin{array}{lcl} \text{適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額} & = & \text{当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額} - \left[\frac{\text{適用額} - 20\text{億円}}{\text{当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数}} \right] \end{array}$ ロ・・・・・・ $\begin{array}{lcl} \text{適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額} & = & \text{当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額} - \left[\frac{(\text{適用額} - 20\text{億円}) \times \frac{\text{A}}{\text{A} + \text{B}}}{\text{当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数}} \right] \end{array}$ A・・・・・・ B・・・・・・ (2) 適用額が20億円以下であった場合 ・・・・・・ (注)・・・・・・、その相続人又は受遺者により被相続人に係る同項の規定の適用を受ける旨の所得税法第125条に規定する申告書が提出された場合には、・・・・・・。 (特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等に関する取扱いの準用) 37の13の2-2・・・・・・、37の13-1及び37の13-3の取扱いを準用する。

改 正 後	改 正 前
―10の取扱いを準用する。 措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係 (確認書類の範囲) 37の14―15。 (注)。 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)	措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係 (確認書類の範囲) 37の14―15。 (注)。 (1) (2) (3) <u>健康保険特例退職被保険者証</u> <u>(健康保険法施行規則 様式第9号(3)(4))</u> (4) (5) (6) (7) (8) <u>共済組合組合員被扶養者証</u> <u>(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号)</u> <u>(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第19号)</u> (9) (10)

改 正 後	改 正 前
(9) (10) 自衛官資格確認書 (自衛官等に対する療養の給付等に関する省令 別紙様式第 1 の 2) (郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合) 37の14－16、措置法第37条の14第 8 項 (同条第26項において準用する場合を含む。)に規定する書類の提示に関し、.。 (特定の営業所の長が提供事項を取りまとめて提供する場合の取扱い) 37の14－17、措置法第37条の14第31項に規定する提供事項 (以下この項において「提供事項」という。)を提供する場合において、.。。 (重ねて設けられた非課税管理勘定等の判定) 37の14－21。 (1) (2) (3) (4) (注) 1。 2。 3 措置法第37条の14第32項の規定に基づき設けられた非課税管理勘定については、.。	(11) 共済組合船員組合員被扶養者証 (国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第40号) (地方公務員等共済組合法施行規則 別紙様式第41号) (12) 共済組合任意継続組合員証 (地方公務員等共済組合法施行規則 別紙様式第46号) (13) 共済組合任意継続組合員被扶養者証 (地方公務員等共済組合法施行規則 別紙様式第46号の 2) (14) (15) 自衛官診療証 (防衛省職員療養及び補償実施規則 別紙様式第12) (郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合) 37の14－16、措置法第37条の14第 8 項 (同条第25項において準用する場合を含む。)に規定する書類の提示に関し、.。 (特定の営業所の長が提供事項を取りまとめて提供する場合の取扱い) 37の14－17、措置法第37条の14第30項に規定する提供事項 (以下この項において「提供事項」という。)を提供する場合において、.。。 (重ねて設けられた非課税管理勘定等の判定) 37の14－21。 (1) (2) (3) (4) (注) 1。 2。 3 措置法第37条の14第31項の規定に基づき設けられた非課税管理勘定については、.。

改 正 後	改 正 前
4 措置法第37条の14第33項の規定に基づき設けられた特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定については、・・・・・・・・。 （継続適用期間中に非課税管理勘定等に受け入れることができない上場株式等） 37の14-22 ・・・・・・・・、継続適用期間（同条第23項に規定する出国（37の14-23において「出国」という。）をした日からその者に係る同条第25項に規定する帰国届出書の同項に規定する提出があった日までの間をいう。以下この項において同じ。）中において取得をした同条第5項第6号イ、・・・・・・・・。 （注） ・・・・・・・・。 （継続適用届出書の提出をすることができない者） 37の14-23 措置法第37条の14第23項第1号に規定する継続適用届出書の同項に規定する提出（次項において「継続適用届出書の提出」という。）をすることができない所得税法第60条の2第1項の規定の適用を受ける者とは、・・・・・・・・。 （継続適用届出書提出者が非課税口座廃止届出書の提出をした場合） 37の14-24 ・・・・・・・・、同条第27項の規定の適用はないことに留意する。 措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係 （課税未成年者口座の開設及び廃止） 37の14の2-5 ・・・・・・・・。 （注）1 ・・・・・・・・。 2 ・・・・・・・・、当該課税未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等に当該課税未成年者口座を構成する特定口座と重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは措置法令第25条の10の2第14項第33号の規定に基づき、・・・・・・・・。 （基準年前に出国する場合の課税未成年者口座の取扱い） 37の14の2-10 基準年の前年12月31日までに未成年者口座開設者が出国（措置法第37	4 措置法第37条の14第32項の規定に基づき設けられた特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定については、・・・・・・・・。 （継続適用期間中に非課税管理勘定等に受け入れることができない上場株式等） 37の14-22 ・・・・・・・・、継続適用期間（同条第22項に規定する出国（37の14-23において「出国」という。）をした日からその者に係る同条第24項に規定する帰国届出書の同項に規定する提出があった日までの間をいう。以下この項において同じ。）中において取得をした同条第5項第6号イ、・・・・・・・・。 （注） ・・・・・・・・。 （継続適用届出書の提出をすることができない者） 37の14-23 措置法第37条の14第22項第1号に規定する継続適用届出書の同項に規定する提出（次項において「継続適用届出書の提出」という。）をすることができない所得税法第60条の2第1項の規定の適用を受ける者とは、・・・・・・・・。 （継続適用届出書提出者が非課税口座廃止届出書を提出した場合） 37の14-24 ・・・・・・・・、同条第26項の規定の適用はないことに留意する。 措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係 （課税未成年者口座の開設及び廃止） 37の14の2-5 ・・・・・・・・。 （注）1 ・・・・・・・・。 2 ・・・・・・・・、当該課税未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等に当該課税未成年者口座を構成する特定口座と重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは措置法令第25条の10の2第14項第32号の規定に基づき、・・・・・・・・。 （基準年前に出国する場合の課税未成年者口座の取扱い） 37の14の2-10 基準年の前年12月31日までに未成年者口座開設者が出国（措置法第37

改 正 後	改 正 前
条の14第23項に規定する出国をいう。以下この項において同じ。）により居住者等に該当しないこととなる場合であっても、・・・・・・・・。 附 則 （経過的处理…確認書類の範囲） <u>この法令解釈通達の発遣日に現に交付されている次に掲げる書類については、令和7年12月1日までの間は、改正後の37の14－15に定める「確認書類」に含まれるものとして取り扱う。</u> (1) <u>健康保険特例退職被保険者証</u> <u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第119号）による改正前の健康保険法施行規則 様式第9号(3)(4)）</u> (2) <u>共済組合組合員被扶養者証</u> <u>（国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和6年財務省令第64号）による改正前の国家公務員共済組合法施行規則（以下「旧国家公務員共済組合法施行規則」という。） 別紙様式第15号）</u> <u>（地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和6年内閣府・総務省・文部科学省令第5号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「旧地方公務員等共済組合法施行規程」という。） 別紙様式第19号）</u> (3) <u>共済組合船員組合員被扶養者証</u> <u>（旧国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第40号）</u> <u>（旧地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第41号）</u> (4) <u>共済組合任意継続組合員証</u> <u>（旧地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号）</u> (5) <u>共済組合任意継続組合員被扶養者証</u> <u>（旧地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号の2）</u> (6) <u>自衛官診療証</u> <u>（自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令（令和6年防衛省令第9号）による改正前の自衛官等に対する療養の給付等に関する省令 別紙様式第1）</u>	条の14第22項に規定する出国をいう。以下この項において同じ。）により居住者等に該当しないこととなる場合であっても、・・・・・・・・。 （新 設） （新 設）